平成２２年（フ）第１６８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4542番地１
債務者　有田　晴也
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目19―９　重久アパート201号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目６番４号
債務者　町田美智子
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
鹿児島県鹿児島市南林寺町26番34号　南林寺コーポ503号
債務者　河野耕一郎
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
鹿児島県鹿児島市南林寺町26番34号　南林寺コーポ503号
債務者　河野まり子
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目31番１号
債務者　石井美智子
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川135番地１
債務者　斉藤たみえ
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
鹿児島県日置市日吉町日置4540番地
債務者　柿田　和博
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目23番１号　ヒルサイドテラス自由ヶ丘201号
債務者　住吉　敏行
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目23番３号
債務者　緒方ヒサ子
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目56番８号　堀之内アパート201号
債務者　松元　恵子
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目19番32号　２階
債務者　田中　達成
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
鹿児島県鹿児島市伊敷３丁目11番１号　渕之上ビル203号
債務者　甲斐　美香
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
鹿児島県鹿児島市樋之口町６番16号　橋口クリーニング店
債務者　江平　正臣
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５５号
鹿児島県出水市上鯖渕2338番地２　２号
債務者　勝目　智尋
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
鹿児島県阿久根市赤瀬川1188番地18　ナルミアパート１号、前住所鹿児島県阿久根市栄町73番地
債務者　藤園　真美
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
鹿児島県薩摩川内市矢倉町4184番地６
債務者　松永　真哉
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
鹿児島県薩摩川内市大小路町69番26号
債務者　松永　勝義
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係